

厚生科学研究研究費補助金

政策科学推進研究事業

厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築

平成11年度——平成13年度

総合研究報告書

主任研究者 鈴村 興太郎

平成14（2002）年4月

目 次

I. 総合研究報告書	
厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築	
鈴木興太郎	1
(付録) 研究会の開催記録	7
(論文) 政治的リベラリズムに基づく立憲的民主主義の構想	
(鈴木興太郎・後藤玲子)	11
II. 平成 13 年度 総括研究報告書	
1. 総括研究報告	
厚生経済学の理論的展開と方向性に関する研究	
鈴木興太郎	27
(論文) 規範的経済学への招待	29
2. 分担研究報告書	
社会保障の経済と倫理に関する研究	
塩野谷祐一	79
(論文) 社会保障の経済と倫理	83
3. 分担研究報告書	
現代の規範理論と福祉国家に関する研究	
盛山和夫	121
(論文) 後期ロールズの政治的構想と福祉国家	123
4. 分担研究報告書	
福祉国家システムのあり方に関する再検討	
分担研究者 今田高俊	143
(論文) リスク社会と再帰的近代——福祉国家像を見直す	145
5. 分担研究報告書	
公共哲学アプローチに基づく福祉国家像の再検討	
山脇直司	157
(論文) 社会保障への公共哲学的アプローチ	
——その歴史的・現代的サーベイ——	159
6. 分担研究報告書	
福祉国家と法理念のダイナミズムに関する研究	
長谷川晃	171

(論文) 倫理的自律の理念と「自由の法」	173
7. 分担研究報告書	
福祉国家システム像に関する社会的意思決定の研究	
後藤玲子	195
(論文) 公共的善と重複的合意	199
8. 寄稿	
規範経済学的アプローチに基づく新しい社会保障制度の探究	
研究協力者 上枝朱美	
(論文) アトキンソンと福祉国家	
——ベーシック・インカムと負の所得税について	211
9. 「福祉国家と規範理論」コンファレンス議事録	227
(コメント) 福祉国家の政治学：福祉国家の規範理論山口研究会へのコメント	
新川敏光	263
(コメント) 山口カンファレンス（「福祉国家と規範理論」）に参加しての雑感	
尾崎一郎	269
10. 「社会保障と規範理論」公開セミナー議事録	273
III. 平成 11 年度 総括研究報告書	
主任研究者 鈴木興太郎	283
IV. 平成 12 年度 総括研究報告書	
主任研究者 鈴木興太郎	288
V. 研究成果の刊行に関する一覧	293
VI. 研究成果の刊行物・別刷（別途）	

厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家像の再構築

主任研究者：鈴木興太郎

本研究の目的は、福祉国家システム像の再構築をめざして厚生経済学のパラダイムを再構成すること、そして、厚生経済学の新パラダイムの構想をもとに福祉国家を構成する主要なシステム・サブシステムの目的・機能を再検討することにある。私的利益を追求する諸個人と彼らの相互連関的行為によってもたらされる均衡結果を分析するという既存の枠組みは、所与のシステムがもたらす効果や影響を分析するうえでは有効性であるとしても、システムのあり方を規範的に検討し、新しいシステム像を構想するには限界がある。本研究は近年の社会的選択理論や厚生経済学におけるめざましい理論的發展をもとに、新しい福祉国家システム像を規範的に構想する途を開くものである。

当該研究課題を研究している研究者の組織：鈴木興太郎（一橋大学経済研究所教授）・塩野谷祐一（国際医療福祉総合研究所副所長）・今田高俊（東京工業大学教授）・盛山和夫（東京大学文学部教授）・山脇直司（東京大学大学院教授）・長谷川晃（北海道大学法学部教授）・須田康幸（総合企画部長）後藤玲子（総合企画部室長）

A. 研究目的

従来、厚生経済学においては、専ら帰結的観点から、とりわけ集計された社会的厚生を増減という観点から、制度やルール of 望ましさが評価されてきた。市場競争システムを補完する諸システムの評価に関しても同様であった。それに対して、本研究の目的は厚生経済学の新しいパラダイム（準拠枠）を確立し、そのもとで福祉国家の諸システムの目的・機能を再評価することにある。厚生経済学の新しいパラダイムを構築する試みに関しては、現在、欧米の数理経済学者を中心に進められている。彼らとの研究ネットワークの基盤を作ることが本プロジェクトの一つの成果として期待される。

B. 研究方法

1) 福祉国家論の観点に基づく規範経済学の再検討：規範経済学は現実の福祉国家の生成・展開とともに進展してきた。最初の課題は、ピグー、エッジワース、パレート、ミード、ヒックス、マスグレイブ、ハイエク、アロー、ロールズ、センらの厚生経済学者の理論あるいはその周辺理論（ケインズ、シュンペーター、ナイト）に関して、福祉国家論の観点から彼らの学問的関心・問題意識を明らかにすること、また形成された概念や理論が現実の福祉国家システムに与えた影響・意義を探究することにある。

2) 新パラダイムの仮説的構想：a) 現代の厚生経済学・規範的経済学の研究動向を俯瞰する展望論文を作成する。b) 主任研究者・分担研究者の個別専門分野における研究成果を比

較・対照・総合しつつ、従来の厚生経済学を理論的に再編成するための基本的枠組みを形成する。c) a と b 及び上記の 1) との照合により、厚生経済学の新パラダイムを構想する。3) 厚生経済学の新パラダイムの構想をもとに福祉国家を構成する主要なシステム・サブシステムの目的・機能を再検討する。

C. 現在までの研究実施状況

厚生経済学の再検討、新パラダイムの仮説的構想は、月 1 回の研究報告会、外国人研究者の招聘・共同研究、国際学会・コンファレンスでの研究報告（例えば、2001 年 6 月 21-23 日ドイツのビーレフェルトで開かれた「アマルティア・セン・コンファレンス」、本報告書の E.参照）を通じて進められた。厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家の新しいシステム像の構築は次のような作業を柱とする分担研究をもとに纏め上げられた。

すなわち、1) ゲーム理論の枠組みと社会的選択理論の枠組みの基本的構造を数学的に定式化すること。2) 経済哲学に関連する文献を広く参照しながら、ゲーム理論の枠組みと社会的選択理論の枠組み各々の哲学的前提を明らかにすること。3) 社会的選択理論の枠組みを公共的ルール of 制定プロセスを記述するに相応しい形で再構成すること。4) ゲーム理論の枠組みならびに拡張された社会的選択理論の枠組みを用いて、所与のルール下でのゲームの相互依存的行動とルールそれ自体の制定プロセスへの参加行動を数学的に定式化すること。

D. 考察

社会的に尊重すべき個人の自律的な意思決定には、2つの異なる局面があり、各々の性質と役割は、目的を異にする2つのシステム、【福祉 (well-being) の実現システム】と【社会保障ルールの制定システム】との関係で理解される。すなわち、①所与の社会保障ルール（公共的ルール）のもとでの相互依存的活動（福祉の実現システムへの参加）においては、多様な目的を追求する各個人の私的選好に基づく自律的選択が尊重される。そして諸個人の私的選好に基づく自律的選択を通して実現される帰結（福祉の達成あるいは個人間や福祉に付随して受容される社会規範や慣習）は、社会保障政策（公共的ルール）の制定に先立って予測され、政策を評価する観点の一つとして検討される。その一方で、②社会保障ルール（公共的ルール）の制定システムへの参加においては、善き公共的ルールの制定を目的とする個人の公共的判断に基づく自律的選択が尊重される。ここでいう公共的判断は上記の私的選好とは質的に区別されるものである。それはすべての社会構成員に等しく保証すべき公共善（必要）>を発見し選択していくための判断であって、公共的討議や理性的な反省を経てはじめて形成されるものである。このような2つの異なる目的とそれに対応する個人の選好・判断の相違を反映するような福祉国家システム像が構想される。

E.研究発表

【 1. 論文発表】

1. 著書

『日本の競争政策』、東京大学出版会、1999年。後藤 晃との共編著。

『アマルティア・セン：経済学と倫理学』、実教出版、2001年。後藤玲子との共著。

Handbook of Social Choice and Welfare, Amsterdam: Elsevier, 2 vols., forthcoming.

Joint editor with Kenneth J. Arrow and Amartya K. Sen.

2. 論文

「厚生経済学と福祉国家」『季刊社会保障研究』第35巻、第1号、1999年、pp.24-37。

「アマルティア・センの経済学と倫理学——厚生経済学の新構想——」『経済研究』第52巻第3号、2001年7月号、pp.220-230。後藤玲子との共著。

「社会的選択の観点からみた【公】【私】問題」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学6：経済から見た公私問題』、東京大学出版会、2002年。

“Consequences, Opportunities, and Procedures,” **Social Choice and Welfare**, Vol.16, 1999, pp.17-40.

“Paretian Welfare Judgements and Bergsonian Social Choice,” **Economic Journal**, Vol.109,1999, pp.204-220.

“Consequentialism and Procedural Evaluations in Social Welfare Judgements,” in Sato, R., Ramachandran, R. V. and K. Mino, eds., **Global Competition and Integration**, Boston: Kluwer Academic Publishers, 1999, pp.65-81.

“Comments on ‘Regulatory Priorities for Infrastructure Reform in Developing Countries,’ by Paul L. Joskow,” in Pleskovic, B. and J. E. Stiglitz, eds., **Annual World Bank Conference on Development Economics 1998**, Washington, D.C.: The World Bank, 1999, pp.228-232.

“Welfare Economics and the Welfare State,” **Review of Population and Social Policy**, No.8, 1999, pp.119-138.

“Competition and Regulation in Telecommunications: Japan’s Reform Experience Since 1985,” **Hitotsubashi Journal of Economics**, Vol.40, 1999, pp.1-28. Joint paper with Yoshihito Yasaki.

“Welfare Economics Beyond Welfarist-Consequentialism,” **Japanese Economic Review**, Vol.50, 2000, pp.1-32.

“Pareto Principle from Inch to Ell,” **Economics Letters**, Vol.70, 2001, pp.95-98.

“An Interview with Miyoei Shinohara: Non-Conformism in Japanese Economic Thought,” **Journal of the Japanese and International Economies**, Vol.15, 2001, pp.341-360.

“Introduction to Handbook of Social Choice and Welfare,” forthcoming in Arrow, K. J., Sen, A. K. and K. Suzumura, eds., **Handbook of Social Choice and Welfare**, Vol.I, Amsterdam: Elsevier.

3 . 翻 訳

A. K. セン『不平等の経済学』〔拡大増補版〕、東洋経済新報社、2000年。須賀 晃一との共訳。

4 . エッセイ・解説その他の寄稿

「提言：公共的意思決定メカニズムを改革せよ」『生活起点』No. 11, 1999年4月号、p. 2。

「古典との格闘・マエストロとの遭遇：経済学一年生の頃」『経済セミナー』No. 541, 2000年1月, pp. 6-7。

「現代経済学の中の福祉」日本福祉大学評論誌『NFU』Vol. 54, 2000年, pp. 1-24。

「散歩道：厚生経済学の非帰結主義的基礎」日本学術振興会『学術月報』Vol. 53, No. 11, 2000年11月, pp. 96-97。

「【血の通った厚生経済学】の復権と拡充を期待する」日本学術振興会『学術月報』Vol. 54, No. 1, 2001年1月, pp. 55-57。

5. 未刊行論文

“On the Existence of Procedurally Fair Allocation Rules in Economic Environments,” Working Paper #99-1, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, March 1999. Joint paper

with Reiko Gotoh and Naoki Yoshihara.

“Informational Requirements for Social Choice in Economic Environments,” Discussion Paper No.2, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, November 2000. Joint paper with Marc Fleurbaey and Koichi Tadenuma.

“Consequences, Opportunities, and Generalized Consequentialism and Non-consequentialism,” Discussion Paper No.5, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, November 2000. Joint paper with Yongsheng Xu.

“Rationalizability of Choice Functions on General Domains Without Full Transitivity,” Working Paper, Université Montréal, May 2001. Joint paper with Walter Bossert and Yves Sprumont.

“Normative Approaches to the Problem of Global Warming: Responsibility and Compensation,” Working Paper, Hitotsubashi University, May 2001. Joint paper with Koichi Tadenuma.

“Constitutional Democracy and Public Judgements,” paper presented at the Conference in Honor of Amartya Sen, Center for Interdisciplinary Research, University of Bielefeld, Germany, June 21-23, 2001. Joint paper with Reiko Gotoh.

“Interface Mechanism between Different Economic Systems,” Paper presented at the Fifth Inter-national Forum on “What Globalization?”, Académie Universelle Des Cultures, Paris, November 13-14, 2001.

“Recoverability of Choice Functions and Binary Relations: Some Duality Results,” Working Paper, Hitotsubashi University, December 2001. Joint paper with Yongsheng Xu.

“Upper Semicontinuous Extensions of Binary Relations,” Working Paper, Hitotsubashi University, December 2001. Joint paper with Walter Bossert and Yves Sprumont.

【2. 学会活動】

1. 学会等の主催

Program Committee, The Twelfth World Congress of the International Economic Association, Buenos Aires: August 1999.

May 1999 Visiting Professor, Centre for Philosophy of Natural and Social Sciences,

London School of Economics and Political Science

2.学会会長等

January 2000-December 2001

President, **Society for Social Choice and Welfare**

April 2001-September 2001

Visiting Fellow Commoner, Trinity College, Cambridge University

President, **Japanese Economic Association**. April 1999-March 2000.

President, **Society for Social Choice and Welfare**. January 2000-December 2001.

Member, **Science Council of Japan**, July 2001-

(付録)

研究会の開催記録

【平成 11 年度】

- 1999 年 6 月 16 日 第 1 回研究会、テーマ：福祉国家の基本問題に関する問題関心と
課題の検討（全員）
- 1999 年 7 月 21 日 第 2 回研究会、テーマ：「経済と倫理」
報告者：塩野谷祐一
- 1999 年 9 月 8 日 第 3 回研究会、テーマ：「公共的観点とリベラルな平等論：ドゥオーキ
ンの福利(well-being)の観念をめぐって」
報告者：長谷川晃（北海道大学法学部）
- 1999 年 11 月 19 日 第 4 回研究会、テーマ：「仙人たちの市場 (half-baked)」、
報告者：嶋津格（千葉大学法経学部）
- 1999 年 1 月 23 日 第 5 回研究会、テーマ：「正義問題における多元性の処理：ロールズと
ローティ」
報告者：渡辺幹雄（山口大学経済学部）
- 2000 年 2 月 4 日 第 6 回研究会、テーマ：「社会的なものの変容/統治の変容」
報告者：斉藤純一（横浜国立大学）
- 2000 年 2 月 28 日 第 7 回研究会、テーマ：「J.S.ミルにおける功利主義的目標と
実践的アート」
報告者：深貝保則（東京都立大学経済学部）

Symposium on Economic Theory (経済理論シンポジウム) の開催

日時：2000 年 3 月 21 日

場所：Ministry of Health and Welfare Annex Building at Kasumigaseki 5F Meeting
Room#2(1)

Chairman: Yuichi Shionoya (President, National Institute
of Population and Social Security Research)

プログラム：

"Analysing Income Distribution"(Antony F. Shorrocks (University of Essex))
Commentator: Kotaro Suzumura (Hitotsubashi University)

"The Coherence of Hayek's Thought and the Type of Economic Reasoning
Toward Which It Pointed"(Laurence S. Moss (Babson College))
Commentator: Itaru Shimazu (Chiba University)

"Two Responses to the Failings of Modern Economics:
the Instrumentalist and the Realist "

(Antony Lawson (University of Cambridge))

Commentator: Naoshi Yamawaki (Tokyo University)

【平成 12 年度】

- 2000 年 4 月 20 日 第 1 回研究会、 テーマ：「自由主義・共同体主義・共同性主義・
新公共主義」
報告者：小林正弥（千葉大学）
- 2000 年 6 月 17 日 第 2 回研究会、 テーマ：階層システムの公共哲学に向けて
報告者：盛山和夫（東京大学）
- 2000 年 7 月 21 日 第 3 回研究会、 テーマ 1：On Conceptions of Public Preference
報告者：後藤玲子
テーマ 2：現代の立憲主義と自由・平等：
「外国人の人権」問題に寄せて
報告者：長谷部恭男（東京大学）
- 2000 年 10 月 13 日 第 4 回研究会、 テーマ：世代継承と公共性
報告者：今田高俊（東京工業大学）
- 2000 年 11 月 10 日 第 5 回研究会、 テーマ：「自己形成と公共的人格：
Well-being の概念をめぐる」
報告者：長谷川晃（北海道大学）
- 2000 年 12 月 8 日 第 6 回研究会、 テーマ：選好概念をめぐる雑感
報告者：若松良樹（成城大学）
- 2000 年 12 月 25 日 第 7 回研究会、 テーマ 1：リバタリアニズムにおける国家
と社会と市場
報告者：森村進（一橋大学）
テーマ 2：信任と契約
報告者：岩井克人（東京大学）
- 2001 年 2 月 23 日 第 8 回研究会、 テーマ 1：社会保障の法理念
報告者：菊池馨実（大阪大学法学部）
テーマ 2：福祉国家変容が描きだす構図－
資源配分論と社会関係論への展開
報告者：藤村正之（武蔵大学社会学部）
- 2001 年 3 月 23 日 第 9 回研究会、 テーマ 1：生存権と社会的連帯について
報告者：倉田聡（北海道大学法学部）
テーマ 2：経済の進化と論理
報告者：山脇直司（東京大学大学院総合文化研究科）

Allan Gibbard 教授 連続特別講演会

(Professor; University of Michigan; Department of Philosophy)

5月6日(土) 15:00-17:00 一橋大学経済研究所3階第一共同研究室

****Contractualism and Contractarianism:**

T.M. Scanlon on the foundations of morality.**

5月9日(火) 16:00-18:00 国立社会保障・人口問題研究所5階第2(3)

****The Concept of Rationality:****

5月11日(木) 16:00-18:00 一橋大学経済研究所3階第一共同研究室

****Preference and Interests: the bases of social choice theory****

5月16日(火) 15:00-17:00 京都大学法経本館3F会議室

****Causal decision theory****

【平成13年度】

2001年6月1日第1回研究会、 テーマ：自由の平等
報告者：立岩真也（信州大学医療技術短期大学部助教授）

2001年7月24日第2回研究会、 テーマ：社会保障の倫理学
報告者：塩野谷祐一（国際医療福祉総合研究所副所長）
テーマ：Current State of Handbook of Social Choice
and Welfare
報告者：鈴木興太郎（一橋大学経済研究所教授）

2001年10月11日第3回研究会、 テーマ：ポルノグラフィーについて
報告者：紙谷雅子（学習院大学法学部教授）
テーマ：公共善と重複的合意
報告者：後藤玲子

2001年12月14日第4回研究会、 テーマ：認識論理とゲーム論
報告者：金子守（筑波大学社会工学系教授）

2001年2月22日第5回研究会、 テーマ：憲法と自由の再検討（仮題）
報告者：樋口陽一（早稲田大学教授）

「福祉国家と規範理論」コンファレンス

日程：3月8日(金) 15:00 から3月10日(日) 16:00 まで

場所：山口大学

【プログラム】

3月8日(金)

15:00-16:20 塩野谷祐一「社会保障改革の経済と倫理」

16:30-17:50 宮本太郎「クリーヴィッジ変容と福祉政策」

18:00-19:20 橘木俊詔「安心の経済学」

19:30 デイナー（総合討論1）

3月9日（土）

9:30-11:00 渡辺幹雄「Property-Owing-Democracy と福祉国家」

11:10-13:00 嶋津格「ハイエクと福祉国家」

森村進「リバタリアンから見た福祉国家像」

13:00-14:00 ランチ

14:00-15:00 嶋津／森村報告に関する討議

15:10-16:30 鈴木興太郎「センの潜在能力理論と社会保障」

16:40-18:00 今田高俊「リスク社会と再帰的近代：

ウルリッヒ・ベックの問題提起」

18:10-19:10 総合討論（2）

3月10日（日）

9:30-11:00 盛山和夫「福祉国家の規範とシステム」

11:10-12:40 後藤玲子「福祉国家の分析視座」

12:40-14:00 ランチ

14:00-16:00 総合討論（3）

「社会保障と規範理論」公開セミナー

日時：2002年3月26日（火）1時半から6時

場所：国立社会保障・人口問題研究所第4・5会議室

【プログラム】

【司会：鈴木興太郎】

1:30-1:40 はじめに（塩野谷祐一・鈴木興太郎）

1:40-2:40 発題 後藤玲子「福祉国家の分析視座」

2:40-3:10 発展協議1：堤修三「行政と規範研究」の観点から

3:10-3:40 セッション討論（新田秀樹、西村淳）：

「社会保障政策の諸課題と規範理論の役割」

3:40-3:50 休息

3:50-4:20 発展協議2．三重野卓「福祉と必要の分析手法」の観点から

4:20-5:00 セッション討論（菊池馨実、宮本太郎）：

「比較福祉国家論の課題と方法」

5:00-6:00 総合討論

おわりに（植村尚志・鈴木興太郎）

政治的リベラリズムに基づく立憲的民主主義の構想

鈴木興太郎・後藤玲子

1. はじめに

ハイエクによれば真の個人主義は、「個人的精神の限界を正しく自覚することの産物」であり、「個々人が本人の認識をはるかに越えて偉大なものを創造することを助けるような、非人称的かつ匿名的な社会的諸プロセスに対する謙讓の念」を伴うものでなければならない(Hayek 1948, p.8)。自由な競争市場制度もまた「予測不可能なものへの余地」を残す点、「多くの目的を実現するための機会」をもたらす点において、その限りで正当化される。

自由は予見不可能なもの、予測不可能なものに対する余地を残すために本質的に重要である。我々が自由を欲するのは、多くの目的を実現するための機会が自由のもとでもたらされることを学んできたからである。われわれが、もし認知しえたならば欲するであろうものの出現を導出するために、多くのひとびとの独立した競争的な努力を恃むのは、ひとは誰もあまりにも僅かなことしか知り得ない、とりわけわれわれの内の誰が最もよく知っているかについて殆ど知るところがないからである。(Hayek 1960, p.29)

ハイエクにとってルールとは、このように、自らを制約しがちなひとを恣意的な強制から守るための装置であった。一般的なルールを通じた規整を除いて、個人はいかなる直接的な命令にも服しないということが自由な社会の特徴であるという。だが、そのように個人を規整する資格をもった一般的ルールは、はたしてどのように形成されるのだろうか。ハイエク自身は、制度やルールは個人の理性的認識を超えて自生的に生成していくと考えた。すなわち私的目的を追求する個々人の行動が共通の習慣や慣習、信念をもたらし、それらが変容していく中で一定の制度やルールが生成されると考える。そして、それらの自生的な生成を視野に入れることのない理性的設計主義を彼は厳しく批判するのである。

留意すべきは、ハイエクにとって自由は多様性の保証として理解され、一般的ルールは恣意的な強制から個人を守るものと理解されている点である。他方、ハイエクが民主主義を認容するのは、一部の知的エリートによって全能的・固定的な権威が獲得されることを阻止しうる点にあった。はじめは少数者であったものが多数者となり、多数者であったものが少数者にとって代わられるという絶え間ない交代劇を通じて、ひとの知が相対化されていく点に意味があった。ルール制定プロセスへの個人の参加それ自体に内在的価値を認めるわけではない。

われわれは一方で、個人間の利害を調整する一般的ルールのもとでの個人の自由というハイエクの考え方を受容する。だが他方で、次のような2つの理由からハイエクとは異なる

り、ルール制定プロセスへの個人の参加の自由に内在的価値を認めるものである。第一に、私的関心を追求する個人にとって公共的ルール制定プロセスへの参加は個人合理的な価値をもつ。すなわち、個人の自由および自由の有効性（個人の自律的活動領域）を規定するルールを改訂するチャンスが与えられる。そのことは、個人の自律的活動領域、自己責任の機会を拡大すると考えられる。このような価値の享受を可能とする主体的行為を何人も阻まれるべきではない。第二に、公共的ルール制定プロセスへの参加は、市民としての活動を行う重要な機会をも提供するからである。それは、自分自身や特定の他者の私的領域に影響を与えるのみならず、すべての社会構成員に普遍的に適用される可能性をもつ制度やルールのあり方を理性的・公共的に判断し決定していく機会を個人に提供する。

狭義の個人的責任は、ルールによって許容された自律的活動領域における個人の選択に関して、各個人が分割的に責任を負うことを意味するとしたら、市民としての活動は社会の選択に関して諸個人が協同して担うべき「われわれの責任」を意味する。そして、このような「われわれの責任」を等しく担うことは社会を構成する個人に相互尊重の確かな基盤を提供すると考えられる。このような2つの理由から、われわれは公共的ルール制定プロセスへの参加の自由を基本的価値の一つとして個人に等しく保証することを要請するのである。

だが、参加の自由がその価値を十全に発揮するためには、それを支える一定の原理（諸条件）による制約が必要である。ときとしてひとの知は、自由の重要性を正しく認知することにも失敗する。ひとが欲するものはひとが認知しうるものによって制約されることがある。ひとは無知であるがゆえに無知なる自己を補完してくれるはずの自由をも、自分たちの手で遺棄する危険性を常に孕んでいるのである。ハイエクは、民主主義は人々によって共有された原理(*commonly accepted principle*)によって自己矯正される必要があると主張した。同様に、ロールズは、「政治的権力は、憲法にしたがって行使された場合にのみ完全に適正なものとなる。市民たちは自由で平等な存在として、彼らの共通の人間の理性によって受容可能な諸原理と諸観念に照合しながら、憲法の本質的内容を執行することが適理的に期待される」（Rawls, 1993, 137）と主張する。

このように参加の自由を制約する一定の原理（諸条件）を民主主義の本質的な構成要素とみなすような民主主義の観念をここでは原理基底的な民主主義(*principle based democracy*)あるいは（よりポピュラーな名称として）立憲的民主主義 (*constitutional democracy*) と呼ぼう。立憲的民主主義の意義は、ハイエクの他、ロールズ、ドゥオーキンなどの政治哲学において共通に指摘されている。だが、そればかりではない。それは、アローによって創始され、センによって大きく発展を遂げた社会的選択の理論の基本的問題関心とも共通する。ちなみに、アローは一定の*constitutional*な諸条件が課せられた *public rule-making processes*そのものを*constitution*と呼んだ。もちろん、具体的にいかなる条件をいかなる方法で課すべきかに関しては見解の多様性が存在するとしても、すべ

ての社会構成員の意思を基礎に据えながら、それらを適切に集計して一定の社会的判断を導出するための諸条件を考察するという理論的関心に関しては共通する。

本稿の目的は、以上のような考察をもとに、社会的選択の理論の枠組みをベースとしながら、立憲的民主主義の基本的な構想を明示化すること、ロールズやセンの理論を手掛かりとして、その概念的な定式化を試みることにある。

2. 2つの自由概念

ゲーム理論の用語法を援用していえば、利害調整ゲームに参加する個人の自由への権利を表現する一つの方法は、各人に許容される戦略集合である。各個人の戦略集合は、各個人の選択可能な行為の範囲を示すことによって、〈行為（それ自体）の自由〉への権利を表現する。他方、〈行為の目的の実現〉は、所与の戦略集合と結果関数（各戦略プロフィールに対して一定の帰結を対応させる関数）のもとで、諸個人が実際に選択した戦略によって実現される均衡結果として表現される。そして、所与の戦略集合、結果関数ならびに選好プロフィールのもとで、自己の戦略を変えることによって実現可能となる目的の集合を〈行為の自由の有効性（effective power）〉と呼ぶことができる。

各人がいかなる戦略を選択するかは、通常、戦略集合と結果関数、そして人々に共有されている均衡概念や他の諸個人の選好プロフィールなどを制約条件とする相互連関的な最適化行動として理解される。だが、各人は、相互連関的な最適化行動とは異なる論理に基づいて自己の戦略を選択することも可能である。行為の自由の有効性は、ゲーム・ルールや他者の選好、行動様式などを所与として、本人自身の意思に基づいて変えることのできる結果の範囲を表すものである。

このような枠組みで表現される〈行為の自由〉はまさにノージックが強調したような先行性、優先性を保証される。ゲームに参加する各人は許容された自己の戦略集合からの選択に関して他の何ものからも——いかなる社会的目標、公共的福祉の名によっても——介入されることはない。だが、留意すべきは、彼らは所与のゲーム・ルールに従って行為の自由を行使するのであって、ゲーム・ルールそれ自体の決定に参加するのではない点である。各人が自由の行使を通じていかなる価値を達成するか、自由の行使にあたってどのくらいの有効性をもちうるかはあくまで、ゲームに先立って定められたゲーム・ルールと他の人々の選好プロフィールに依存して決められることになる。

それに対して、諸個人の権利を定めるゲーム・ルールの決定それ自体に参加する自由は次のように理解される。諸個人の行為の自由を定めるゲーム・ルールは、実際にゲームがプレイされる前に、先行的に定められている必要があるものの、そのことは人々の意思を離れてゲームのルールが〈先験的に〉定められるべきことを意味するものではない。同様に、諸個人の権利は、他の社会的・個人的目的に対する優先性を賦与される必要があるものの、そのことはなにを権利として定めるべきか、各々の権利にどのような優先性を与えるべきか——権利間の、また、他の目的との間の優先性——が超越的・絶対的に定めら

れることを意味するものではない。各権利の優先性の内容は、各々の権利ごとに、権利の内在的性質のみならず、もたらされる帰結を予想しながら具体的に決定されるべき問題である。そしてそのような決定は、権利のリストや優先性に関する諸個人の価値判断を集計して導出される社会的価値判断をもとになされなければならない。そのような社会的価値判断の導出手続きを簡潔に表現することを可能とするものが、社会的選択理論の枠組みである。

3. 行為の自由と参加の自由との衝突

さて、以上のように行為の自由と参加の自由という2つの自由概念の意味を確認した上で、考察すべき重要な問題がある。それは、2つの自由は相互に矛盾し合う可能性を秘めているという問題である。バーリンは「自分の生活がコントロールされるプロセスに参加したいという願望」と「行動の自由な領域に対する願望」の間の衝突が不可避であることを直観的に見抜いていた。

「民主主義と個人的自由とのつながりは、各々の信奉者に理解されているよりもずっと希薄なものである。自分自身によって統治されたい、あるいは、少なくとも自分の生活がコントロールされるプロセスに参加したいという願望は、行動の自由な領域に対する願望と同程度に深いものであり、おそらく歴史的にはより早く自覚されてきた。だが、それらは同一の対象に向けられた願望ではない。それどころか、われわれの世界を席卷するイデオロギー上の衝突を引き起こすほどの相違を互いに含むものである」（1958, pp. 15-6）

センはこのような衝突が論理的に不可避であることを社会的選択理論の枠組みのもとで明晰に証明した。すなわち、推移性・完備性などの論理的合理性の条件を前提とした場合、個人の選好判断に関する定義域の非限定性とパレート条件を満たしながら、なおかつ個人の私的領域での自律的選択を常に保証しうるような個人の選好判断の集計方法は存在しないことを明らかにした。いわゆるリベラル・パラドックスと呼ばれる命題である。パレート条件とは、社会構成員が全員一致で表明した強い選好はそのまま社会的選好判断に反映されるという、いわば民主主義の最小限の条件（社会構成員以外の権威主体によって外在的に賦課されることの排除を要件として含む）である。ところが、個々人の選好判断の多様性を前提としたとき、個々人の表明する選好判断プロファイルいかんによっては、まさに全員一致で、ある個人の私的領域での自律的選択と矛盾するような選好序列（二項関係）が形成される可能性があるというわけである。例えば、消費ベクトルの選択に関して個々人が自律的に——他者との相互連関性を考慮しつつ自律的に——選択した行為のもとで得られる均衡結果はかならずしも、ひとびとが全員一致でより望ましいと判断する帰結とは一致しない。

センに先立って、推移性・完備性などの論理的合理性の条件を前提とした場合には、個

人的選好判断の普遍性と無関連対象からの独立性とパレート原則と独裁者の排除という条件を満たしながら、合理的な社会的選好を形成するのは不可能であることを示したものがアローの不可能性定理であった。ひとびとの価値判断の多様性を考慮する限り、形式合理的なアプローチは無力であること、個々人の選好を形式的に等しく扱う限り、有意な合意を形成することは不可能であることを彼は示したのである。アローの直接的な関心は市場経済システムを越えた政治システムである。そこで想定される個人的情報は私的目的に特化された関心に基づく選好ではなく、他の諸個人の状態をも勘案しうるような価値判断であるはずだった。だが、彼は、政治システムを分析することに適した特有の理論枠組みを提示してはいない。むしろ、政治システムを市場経済システムのヴァリエーションとし、両者をパラレルに分析することを可能とするようなきわめて抽象的な枠組みを構想する（個人的評価もまた合理性の要請をみだすことのみが仮定される）。

アローがそのような抽象的な枠組みを採用し、その形式合理性の分析に関心を集中させた背景には、人民の意思（popular will）を、その内容には立ち入らず、形式において等しく取り扱うことを要請する厳格な人民民主主義（popular democracy）の主張と呼応する考え方が存在した。例えば、彼は、個人間比較可能性の導入、あるいは定義域の限定によって不可能性定理が解消しうる議論に言及したうえで、それらの議論を規範的に正当化するような議論にもコミットしている。だが、カントの定言命法の理論が他律的になりかねないこと、そして、ナイトの慣習的進化の考えが事実性を証明しえないばかりか現状賛美を免れないこと等を理由として、結局、価値判断の質的相違に配慮しうるような理論の構築には消極的であった。

これに対して、センは価値判断の質的相違への配慮を社会的選択の理論に積極的に導入しようとしていく。センの関心は単に形式合理性を満たすような集計ルールの研究ではなく、よりよき社会的判断を形成するような集計ルールの研究に向けられた。そのことは主題との関係で要請されるよりよき社会的判断の実質的内容に規範的にコミットすることを意味する。彼によって社会的選択の理論は、形式合理性の理論から実質的な政治理論への転換が図られたのである。すなわち、個々人の意思を何であれ集計し、一定の社会的判断を導出するという手続きに関する形式的・論理的性質を分析するに留まらず、いかなる個人的価値判断をいかなる方法で集計し、いかなる社会的価値判断を導出すべきかというまさに、政治哲学の中心的課題を共有し、その一端を担うことになったのである。

民主主義に関する規範理論的潮流もまた、このような方向性を持っていた。自由で平等な存在である諸個人の自己統治を理想的モデルとする厳格な人民民主主義（popular democracy）の見地からするならば、人々の個人的意思を集計する手続きに対する制約は最小限の形式的なものに留められなければならない。だが、民主主義の目的もまた社会的諸問題に対するよりよき社会的判断を導出することにあるとしたら、そのためには人々の意見（公共的判断）を形式上対称的に扱うのみならず、一定の規範的観点から内容的に精査することが不可避となるだろう。

民主主義の最小限の条件としては、どの意見を述べるかに関して諸個人は外的制約を受けないこと、誰が述べた意見であるかによって諸意見は差別化されないことは保証されなければならない。ただし、意見それ自体——各々の形式的性質と内容——に関しては、社会的公共判断を形成する集計プロセスにおいて、一定の観点から優先性をつけることが正当化される。

例えば、人々の福祉的自由を実質的に保障するためのルール of 制定が政策課題になっているとしよう。すべての個人に対して等しく給付するようなルール、あるいは個々人の拠出に比例的に給付するようなルールなどが考えられるが、いま、社会の中で悲惨な境遇にある人々の存在が特定化され、それをもとに、彼らの請求により高い優先性を与えるような資源配分ルールを提案されたとしよう。すべての人々の福祉的自由を最小限保障するためには、そのような非対称的なルールもまた正当性をもちうる。いまだ特定化されていないものの、同様の境遇にある諸個人を同様に扱うという原則を明記した上で、であるが。だが、そのような資源配分ルールを1つの候補として、はたしてどのようなルールを制定すべきかというルールに関する社会的評価を形成する際には、彼らが悲惨な境遇にある当事者であることを理由に彼らの意見により高い優先性を与えることは、適切とはいえないだろう。

必要性をもつことと必要性を適切に認識しうることはかならずしも一致しない。たとえ当事者であったとしても自己の必要性を社会的な必要性として認識することができるわけではない。逆に、当事者たちの必要性を社会的必要性として認識することは、当事者（あるいは共感者）以外でも不可能ではない。社会的な必要性の認識に必要なものは公共的観点である。当事者であるか否かを問わず、個人は評価者として、自己の私的関心（あるいは共感）から離れた公共的観点から〈当事者〉の必要性を認識することが可能である。したがって、個人的選好判断の集計にあたって問われるべきことは、個々人の選好の強度や客観的な境遇の相違ではなくて、あくまで各人の判断の形成方法や拠って立つ観点の有りようであるといえよう。

実際には、ある判断が適切なものであるか否かは互いの熟議の中で確かめられていくだろう。また、互いの熟議は、経験的・理性的に抽出されてきた規範原理との照合によって深められていくだろう。これらの作業は、諸個人の協同的な（collaborative）営みの中で互いに深い関連性を持ちながら進められていくであろう。経験的・理性的に抽出される規範理論との対話は、多様な目的や関心に特徴づけられる諸個人の間合意形成の基盤をつくるのみならず、各人の判断それ自身の向上に資すると考えられる。ただし、それらの規範原理もまた固定的・絶対的なものではないこと、それ自体が改正される可能性を常に含むものであることもまた、人々によって了承されている必要がある。ただし、改正するためには、他者をきちんと説得するような理由を提示すること、改訂案と理由はきちんと記録されていくこと等の改訂手続きをもまた予め明示化しておく必要がある（それ自身もまた改訂される可能性と実現性が保証されている）。

以下では、福祉的自由を素材とし、〈行為の自由〉と〈参加の自由〉を定式化するための理論枠組みを明らかにしたい。考察のポイントは、諸個人の福祉的自由への権利（自己の福祉を目的とする経済活動の自由）を規定するルールを定式化する方法、ならびに諸個人の福祉的自由への権利を規定するルールの社会的決定プロセスへの参加の自由を定式化する方法を明らかにすることにおかれる。

4. 行為の自由の定式化

はじめに、福祉的自由への権利（福祉の達成を目的とする活動の自由）を規定するルールを定式化する方法を考察しよう。センは個人の福祉的自由を[潜在能力]——個人の自律的な選択が実際に可能であるような機能ベクトルの集合——として、すなわち個人の自律的な選択が外部的に妨げられないのみならず、その実現可能性もまた保障されているような機能ベクトルの機会集合として定式化した。このように定式化することには、福祉の実現のみならず、福祉を実現する機会の豊かさを内在的に評価するという意義があった。だがこの定式化では、実現可能性の有無に関わらず、いかなる選択肢を選択するか、しないかに関する本人の意思が妨げられないという行為選択それ自体の自由を表現することができない。例えば、ある機能ベクトルがある個人の潜在能力に含まれないとしたら、それはその機能ベクトルを自律的に選択する自由が外部的に制限されているためであるのか、あるいはその機能ベクトルを達成する手段が不足しているためであるのか、いずれかの理由に因るものであるかが明らかではない。そこで、本稿は、行為の選択それ自体の自由を優先的に尊重しうる形で福祉的自由の権利を定式化したい。

行為（の選択それ自体）の自由を表現するためには、ゲーム理論の概念的枠組みが有効である。定式化の鍵となるのはゲーム形式である。いまそれを $\theta := (N, M, g)$ で表そう。ただし、 $N = \{1, \dots, i, \dots, n\}$ はゲームをプレイする個人の集合であり、 M_i は各個人 $i \in N$ に許容された戦略集合を M_i としたときの戦略集合プロファイル

$(M := M_1 \times M_2 \times \dots \times M_n)$ であり、 g は各個人が選択した戦略プロファイル $m \in M$ を結果集合 X に対応させる結果関数 ($g(m) \in X$) である。このとき、各個人に保証される行為の自由の内容と性質——行為の選択それ自体を妨げられないことの公的な保証——は、各個人に許容された戦略集合 M_i の内容と性質によって表現されることになる。他方、ゲ

¹ 潜在能力理論を再定式化することの必要性は、近年セン自身によって言及されている。「ある個人の潜在能力は、次のような2つの理由によって、まったく同じ様相で縮小される。ひとつは、個人の私的領域において自由を侵害されることによってであり、他のひとつは、個人が内的に被る衰弱によってである。潜在能力空間ではこれらの2つの理由の相違を区別することはできない。だが、正義の理論において、両者の相違は決して無視するものではないことも確かである。この意味で、潜在能力の理論的視野は完全なものとはいえず、（その視野をより完全にするためには）自由に関する諸要請を、別個の原理として組み入れる必要があるだろう。…達成のためのより全般的な自由を捉えることがいかに重要であろうとも、そのこと自体は消極的自由のもつ特別な意義をいささかも減ずるも